



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2018.6 No. **383**



西部研修会館竣工

主な記事

- 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて
- 「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正について
- 「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」の実施について
- 兵庫県トラック協会西部研修会館の竣工式を行いました

主な同封物

- トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル
- 安全・環境 製品ガイドブック

CONTENTS



行政からのお知らせ

(国土交通省)「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて	1
「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正について	5
(環境省)「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」の実施について	6
平成30年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領	7
(厚生労働省)「賃金構造基本統計調査」についてのお願い	9
(神戸市消防局)危険物安全週間が実施されます	10

事務局からのお知らせ

優秀運転者顕章候補者の推薦について	11
平成30年度『経営診断受診促進助成事業』の実施について	12
平成30年度 血圧計導入促進助成事業について(お知らせ)	13
兵庫県トラック協会西部研修会館の竣工式を行いました	17

理事会だより

18

委員会だより

19

支部だより

西宮支部	20
------	----

会員情報だより

日新自動車運送株式会社	21
-------------	----

陸災防のページ

はい作業主任者技能講習会のお知らせ	22
-------------------	----

会員だより

27

協会日誌

29

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項(今月のテーマ「運行指示書の作成、指示、携行、保存」)	30
---	----



行政からのお知らせ



国土交通省

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況です。また、平成29年2月15日、京都府警において、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した被疑者を同装置の不正改造ほう助の容疑で逮捕した事案や同年11月15日、千葉県警がシートベルト警報装置の不正改造として、シートベルト警報装置を解除する用品を使用していた被疑者を逮捕した事案も発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、平成30年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしています。



平成30年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、平成30年6月1日(金)から6月30日(土)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け

《基本排除項目》

- (1) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (4) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (5) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (6) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (9) 不正軽油燃料の使用

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付は不可。
- 前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で、の視光線透過率が70%未満のもの不可。
(道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー

- 鋭利な突起がないこと。
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

警音器

- 音が自動的に断続するものは不可。
- 音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができるものは不可。
(道路運送車両の保安基準第43条)

シートベルトリマインダーの不正解除

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示等を、機具を用いて不正に解除すること。

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であること。
- 同時に3個以上点灯しないこと。
(道路運送車両の保安基準第33条)

回転灯

- 緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
- 道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。
(道路運送車両の保安基準第42条)

不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日 × 違反車両数
再違反 40日 × 違反車両数

ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。

ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であること。
(道路運送車両の保安基準第31条)

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

- 安全確認用窓を物などで塞いで見えなくすること。

危険な不正改造車は 重大な犯罪です!

6月1日～6月30日

「不正改造車排除」強化月間

その他の灯火(ディライト)

- 赤色でないこと。○光度300cd以下であること。
- 点滅しないこと。
(道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ

- 回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。
(道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認鏡

- 運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第44条)

不正な二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクの増設。
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等
(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

- 自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。
(道路運送車両の保安基準第8条)

マフラー

- マフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着。

突入防止装置

- 自動車の後面には、突入防止装置を備えること。
(道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンプ(土砂等運搬)

- 土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。
- 荷台の一部を高くする等の改造がないこと。
(道路運送車両の保安基準第27条)

大型後部反射器

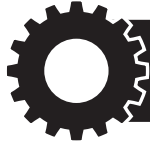
- 貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。
(道路運送車両の保安基準第38条の2)

…重点排除項目



公益社団法人
全日本トラック協会
http://www.jta.or.jp

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



不正改造車の行政処分基準

●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

初回違反	再違反
20日×違反車両数	40日×違反車両数



不正改造車の排除に係る関係法令

●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはけません。これに違反した場合は **6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金** が科せられます。

●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、**50万円以下の罰金** が科せられます。

●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は **3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金** が科せられます。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正について

国土交通省は、居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてトラック事業者（以下「事業者」という。）の意識を高めるため、今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正します。

1. 改正の概要

① 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

- ・ 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加します。
- ・ 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加します。
- ・ 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加します。

② 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加します。

2. スケジュール

公布：平成30年4月20日(金)

施行：平成30年6月1日(金)

詳しくは、下のホームページにてご確認ください。

新旧対照表（省令）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

<http://www.mlit.go.jp/common/001232431.pdf>

新旧対照表（通達（貨物自動車運送事業））

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について）

<http://www.mlit.go.jp/common/001232429.pdf>

問い合わせ先

国土交通省自動車局

安全政策課 小田、熊本

TEL:03-5253-8111/03-5253-8566

FAX:03-5253-1636

「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」の実施について

環境省では、2003年より国民の皆様にご日常生活の中で地球温暖化対策を実施する契機としていただくことを目的として、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼び掛ける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」を実施しております。

今年度も6月21日（木）から7月7日（土）までを啓発期間としてキャンペーンを推進いたします。また、6月21日（木）〔夏至〕と7月7日（土）〔クールアース・デー〕の20時から22時までの2時間を特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼び掛け、参加施設数と削減消費電力量を集計いたします。

1 特別実施日における消灯及び参加施設等のライトダウンキャンペーンホームページへの登録

6月21日（木）と7月7日（土）の両日には、20時から22時までの2時間程度、一斉消灯していただくとともに、ライトダウンにご協力いただける施設名、ライトダウンにより削減される電力量等について、ライトダウンキャンペーンホームページからご登録頂きますようお願いいたします。

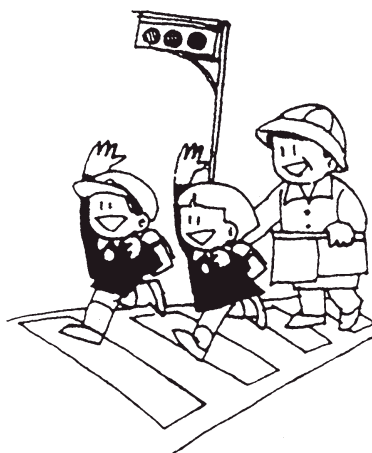
ホームページアドレス：<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolearthday/>

（5月中旬頃より登録が可能となります。）

※ご登録いただいた施設名等については、ライトダウンキャンペーンホームページにて紹介させていただくとともに、メディアの取材等においても紹介させていただくことがございます。

2 キャンペーン告知用ポスターの印刷用PDFデータについて

本キャンペーン参加施設への訪問者に対する告知用ポスターの印刷用PDFデータを作成し、準備でき次第（5月中旬頃予定）、ライトダウンキャンペーンホームページからダウンロードできるようにいたします。



平成30年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

1. 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

2. 平成30年度の環境省の取組について

(1) 平成30年度環境政策の基本的方向

今日の環境問題は、気候変動、資源循環、さらには原子力災害による汚染など、人類のあらゆる社会経済活動から生じうる、多様で複雑なものとなっています。そうした環境上の諸課題に取り組むことが、社会経済上の諸課題をも同時に解決し、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な社会を実現する「新たな成長」の牽引力となる時代に入ってきています。たとえば、環境ビジネスが成長分野の主軸となることで、環境上の課題を解決するための取組が、同時に経済成長という社会経済上の課題の解決にもつながり、それによりもたらされた成長が環境保全の更なる推進力となる、という環境問題と社会経済問題の同時解決と好循環が実現する社会へと進めていきます。「持続可能な開発目標(SDGs)」も踏まえ、経済面のみならず、社会のあらゆる面において環境との同時解決を実現する社会こそが、真に豊かな社会となる、という発想の政策展開を図り、技術、経済・社会システムやライフスタイルも含めたイノベーションを進めることが求められています。

そして、環境問題の解決に当たっては、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を統合的に実現する循環共生型社会を目指し、それぞれ諸課題に取り組んでいくことはもとより、資源循環や地域の自然の保全に向けた取組が温室効果ガスの排出削減にもつながる、といった統合的なアプローチをとることが重要になっています。

3. 実施方針

・実施期間

- ① 環境の日： 6月5日
- ② 環境月間： 6月1日から30日までの1か月間

・行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品やエコカーの展示、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：
 - ・省エネ機器への買換えなどのエコ商品選択の推進
 - ・空調・冷蔵冷凍機器・照明等における節電
 - ・ライトダウン
 - ・エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換
 - ・エコドライブ
 - ・環境家計簿
 - ・エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の「見える化」
 - ・クールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動
 - ・循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減
 - ・小型家電の回収への協力等をはじめとした、リデュース・リユース・リサイクル活動
 - ・不法投棄監視活動
 - ・一斉清掃活動（海岸を含む）
 - ・植樹等の地域美化運動
 - ・自然観察会等自然に親しむ野外活動
 - ・飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰



「賃金構造基本統計調査」についてのお願い

厚生労働省では、「平成30年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施され、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としており、国の実施する最も重要な統計の一つとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

この調査は、主要産業に属する事業所のうち、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所、及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を調査の対象としており、産業及び事業所規模別に無作為に抽出した約1,800事業所に協力依頼のしがきを送付させていただきます。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、都道府県労働局、労働基準監督署から事業主の皆様にご調査をお願いすることとなりますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

厚生労働省政策統括官付参事官付

賃金福祉統計室 企画調整係

TEL:03-5253-1111（内線7655・7654）

調査受託者及び内容に関する問い合わせ先

株式会社サーベイリサーチセンター

TEL:0120-966-326



危険物安全週間が実施されます

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、6月3日(日)から6月9日(土)までの1週間「危険物安全週間」を展開いたします。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、当運動への協賛とご支援をお願い申し上げます。

事業所の皆様へのお願い

1 広報宣伝

- 立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に掲出してください。
- 始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の意識の高揚に努めてください。

2 自主点検の実施

- 危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- 危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- 定期点検の実施記録を整備・保存してください。

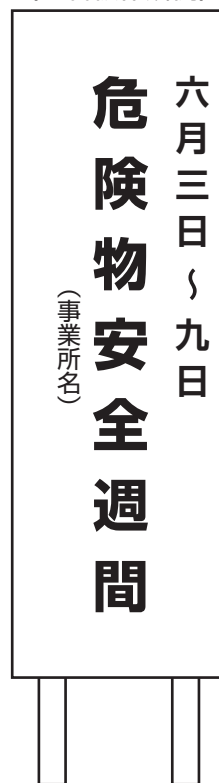
3 研修会等の開催と参加

- 社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- 消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

4 消防訓練の実施

- 危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難訓練を実施してください。
- 訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- 訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。

(立看板作成例)



防火についてのご相談は、もよりの消防署へ

神戸市消防局	078-325-8515	兵庫消防署	078-512-0119	須磨消防署	078-735-0119
東灘消防署	078-843-0119	北消防署	078-591-0119	垂水消防署	078-786-0119
灘消防署	078-882-0119	長田消防署	078-578-0119	西消防署	078-961-0119
中央消防署	078-241-0119			水上消防署	078-302-0119

事務局からのお知らせ

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年の通り実施する旨の通知がありましたので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りをもたせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間、無事故であり、かつ無違反であった者とする。(開始年月日から平成30年5月末までの期間)

①金十字章…満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成10年6月1日以前)

②銀十字章…満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成10年6月2日～平成20年6月1日まで)

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1) 人身に係る事故を起こした者

(2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

※推薦書に運転記録証明書・無事故無違反証明書等の添付は不要です。

※現に章を受けている者は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。

◎推薦方法

(1) 推薦者は、金・銀それぞれの推薦用紙に記入し、各章ごとにまとめて下さい。

(2) ふりがな、氏名、生年月日、事業者名称、無事故・無違反期間、運転免許証番号を必ず入力して下さい。

(3) 過去に受章されている方は、その章の種類と受章した年を備考欄に必ず入力して下さい。

(4) 推薦書 右上に 担当者の氏名、事業所名、住所、TEL、所属支部名を必ず入力して下さい。

◎締め切り

平成30年7月25日(水)

◎提出先 及び方法

〒657-0043

兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(一社)兵庫県トラック協会 総務部まで

TEL: 078-882-5556

E-mail: a-endou@hyotokyo.or.jp

※提出は、兵ト協ホームページの優秀運転者顕彰候補者推薦書ファイルをダウンロードし、入力のうえ、上記メールアドレスへ送付してくださいようお願い申し上げます。

平成30年度『経営診断受診促進助成事業』の実施について

1. 事業趣旨

(一社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)では会員事業者が経営実態の把握と具体的な課題を抽出し経営体質を高めることを目的として、専門家による受診しやすい一般的な経営診断と、全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断を促進するための助成事業を下記のとおり実施します。

2. 助成対象

兵ト協会員とする。

3. 交付額及び上限等

一般的診断及び総合的経営診断

診断に必要な直接費用 16万円(上限)

参考 全ト協が指定する診断士による総合的経営診断に要する直接費用は概ね160,000円です。

診断士出張旅費 3万円(上限)[東京往復3万円・大阪往復3千円・県内なし]

4. 申請方法、提出書類

1. 一般的経営診断受診申込書、または、総合的経営診断受診申込書(様式1)

※様式1は、兵ト協ホームページに掲載しています。又は、業務部にご連絡願います。経営診断終了後は、下記の書類を提出する。

2. 経営診断受診促進助成金交付申請書(請求)(様式3)

添付書類 ①経営診断(現地調査等)完了報告(様式4)

②「経営診断報告書」の表紙と目次(写) ③経営診断受診後調査票

④経営診断に係る請求書(写) ※直接費用・旅費等が明記してある請求書

5. 申請受付期間

平成30年4月1日～平成31年2月8日

但し、上記期間中であっても助成額が予算額に達した時点で終了とします。

6. その他留意事項

・ 一般的な経営診断

①助成要件

兵ト協の会員として、次に掲げる資料を診断に必要な資料として使用し、経営実態の把握と課題を抽出することが出来る一般的な経営診断を受診したときに係る費用の一部を助成する。

助成回数は、事業年度において1事業者1回限りとする。

②一般的経営診断内容

ア 事業(経営理念と戦略、事業運営と経営管理、労務管理等)の診断

イ 財務(安全性、収益性、成長性、生産性等)の診断

③受診資料

ア 過去3年の決算書若しくは営業報告書

イ 診断士から求められる資料(自己診断チェックリスト含む)

④診断士

診断士は、兵ト協から依頼若しくは事業者自身が依頼し兵ト協が承認する診断士

・ 総合的な経営診断

①助成要件及び受診資料

全ト協標準経営診断システムによる

②診断士

診断士は、全ト協が指定する診断士

7. 問い合わせ先

兵庫県トラック協会 業務部

神戸市灘区大石東町2丁目4-27 TEL 078-882-5556

平成30年度 血圧計導入促進助成事業について(お知らせ)

兵庫県トラック協会では、次の実施要領に基づき、一定の基準を満たす血圧計の導入をされた会員事業者に対して助成を行うこととなりましたのでお知らせします。

実施要領

1. 事業趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 助成対象者

兵庫県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）であり、全ト協の指定する機器（別紙）とする。

4. 助成額及び上限

兵ト協・全ト協 各々血圧計の取得価格の1/2・上限5万円とし、その合計したものを、会員事業者に支払うものとする。又、1事業所あたり1台までとする。

5. 実施期間

助成事業の実施期間は、平成30年4月1日～平成31年3月15日までとする。

※なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

6. 留意事項

(1)導入方法について

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、平成30年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品を除く）について助成対象とする。

(2)申請方法について

会員事業者は、「血圧計導入促進助成金交付申請書」（様式1）により、兵ト協に実施期間内に提出すること

(3)国の補助金との併用について

国等から補助金が交付された機器に対しては、助成金は交付しない。

事業者は、国等の補助金交付申請を行わない旨を、様式2により申請書に添付して兵ト協に提出すること。

(4)血圧計の導入確認について

事業者は、領収書など血圧計を導入したことが確認できる書類を提出すること。

一般社団法人兵庫県トラック協会
会長 福永 征秀 殿

住 所
事業者名
代表者 印
電 話
F A X 担当者：

血圧計導入促進助成金交付申請書

平成30年度血圧計導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の支払いについて下記の通り申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

内訳（兵ト協分 _____ 円：全ト協分 _____ 円）
それぞれ取得価格の1/2（上限 兵ト協 50,000 円、全ト協 50,000 円）

1 内 訳： 取得価格 _____ 円 導入日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(※消費税を除く)

2 助成金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	当座・普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

【添付書類】・領収証(写)若しくは割賦契約書(写)等
・国の補助金交付を受けない旨の誓約書

従業員数	人	資本金	円
------	---	-----	---

※助成受給資格の有無を確認するため必ず記入して下さい。

様式2

平成 年 月 日

一般社団法人 兵庫県トラック協会

会長 福永征秀 殿

住 所

事業者名

代表者名

Ⓔ

誓 約 書

弊社は、血圧計導入促進助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請しました機器（下記）に対して、国等の補助金交付申請を行わない(行っていない)ことを、ここにお誓いいたします。

記

1 . 交付申請年月日 平成 年 月 日

2 . 交付請求金額 _____ 円

3 . 導入血圧計 メーカー :

機器名称 :

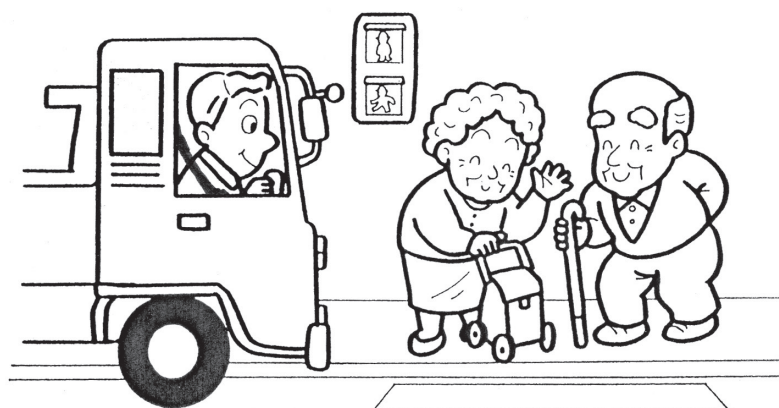
型 式 :

(別紙)

血圧計導入促進助成対象機器一覧

平成30年5月15日現在

メーカー名 (50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 Slim	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
キャノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

兵庫県トラック協会西部研修会館の竣工式を行いました

昨年6月から着工しておりました兵庫県トラック協会西部研修会館（住所：姫路市中地字村東26番1）がこの度完成し、5月16日、当研修会館3階会議室において竣工式を執り行いました。

新緑の中、施工した立建設株式会社、当会館の設計を行った株式会社エーアンドディー設計企画、施主である兵庫県トラック協会の正・副会長、常任理事、西部研修センター建設等検討委員他、45名が参列しました。

今後、皆様のご利用をお待ちしています。

利用については西播支部にお問い合わせ下さい。

TEL 079-294-0797 FAX 079-294-6395



フロアマップ

▶フロア案内

1 階 一般社団法人 兵庫県トラック協会
 兵庫県トラック協会 西播支部
 西播地区運送事業協同組合
 物流ネットワーク播磨協同組合
 応接室・他

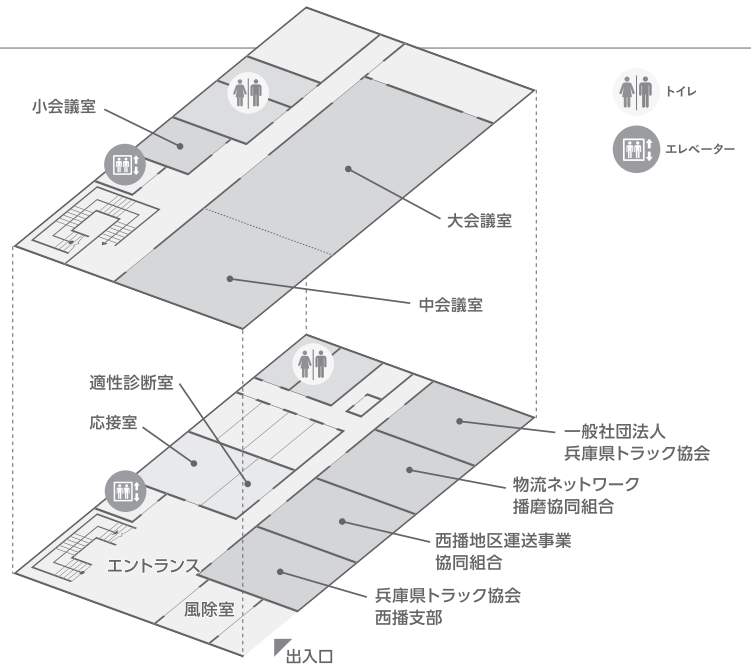
2 階 大会議室 (63人)・中会議室 (36人)・
 小会議室 (6人)・他
※大会議室と中会議室を併せて利用すると108人利用可。

主な研修設備

- ・ 1階 応接室、適性診断室
- ・ 2階 大・中・小会議室
- ・ 120型電動スクリーン (大会議室)
- ・ 液晶プロジェクター (大会議室)
- ・ 赤外線マイク (大会議室)
- ・ タイピンマイク (大会議室)
- ・ 50型液晶テレビ (中会議室)

2F

1F



理事会だより

平成30年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議 が開催されました

日 時 平成30年5月25日(金)
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、相談役3名、常任理事20名、監事1名が出席し、下の審議事項は全て承認されました。

議 題

- (1) 第1回理事会対処について
 - ①理事会開催日程（案）について
 - ②平成30年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
 - ③平成29年度事業報告及びその附属明細書の承認について
 - ④平成29年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
 - ⑤平成29年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
 - ⑥会員の入会の承認について
 - ⑦第60回定時総会の開催（案）の承認について
 - ⑧理事の選任について
 - ⑨定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
 - ⑩参事の登用について



委員会だより

平成30年度物流政策・交付金委員会が開催されました

日 時 平成30年5月11日(金)
場 所 兵庫県トラック総合会館

原岡副会長、他委員17名が出席し、下の議題は全て承認されました。

議 題

1. 平成31年度税制改正要望事項（案）について
2. 平成30年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
3. 平成29年度運輸事業振興助成交付金事業報告について
4. 平成29年度運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る決算報告について
 - ア 収支計算書等について
 - イ 貸借対照表について
 - ウ 正味財産増減計算書について
5. 第41回近代化基金融資公募結果について



支部だより ——— 「西宮支部」

<p>支部の概要</p>	<p>所在地：西宮市西宮浜2丁目7-5 管轄区域：西宮市・宝塚市・芦屋市 支部長：上田 勝嗣（ユービーエム株式会社 代表取締役） 設立：昭和46年 会員数：97社</p>
<p>支部行事</p>	<p>交通安全期間での管内パトロールの実施や研修会や勉強会の開催、青年部が主体となって小学校での交通安全教室や地域行事への参加による広報活動を行っております。また、新年会や懇親会といった会員皆様が集まる機会もあり、情報交換や親睦を深めております。</p>
<p>主な行事の概要</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="text-align: center;">  <p>西宮市内の小学校での交通安全教室</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>事業承継についての勉強会</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>駅前での広報活動</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>毎年恒例の新年会</p> </div> </div> </div>

2018年4月号から会員情報だよりの連載を開始しました。
第3回目は日新自動車運送株式会社です。

「創り込まれた大切な製品を、 さらに価値あるものとしてお届けします。」

日新自動車運送株式会社 (尼崎市)

■ 経営理念について

昭和28年の創業以来一貫して鋼管の輸送の担い手として、キメ細かな物流体制を構築してまいりました。特にドライバーは、鋼管の特性に合った荷役技術を習得し、その技術向上のため、定期的に訓練・教育を受けています。

お客様によって創り込まれた鋼管を、そのままの姿でお届けします。これが、私たちの誇りです。

■ 安全への取り組みについて

輸送サービスを高レベルで維持しています。特に、安全の確保、コンプライアンスの遵守、そして地球環境を守るため、最新の機器を装備して万全を期しています。安全運転、経済運転、エコ・ドライブの各方面から日々取組んでいます。

平成29年には、新しいデジタコを導入しトラック全車両に装備。日々の運行記録を厳しく点数化して安全運転の基礎として見える化を実施。点数に応じて認定1級運転士、認定エコドライバーとして評価しています。さらにドラレコ、GPS位置監視システムとともにドライバーの安全を見守っています。

安全性優良事業所(Gマーク)は、トラック運送事業者の「安全・安心・信頼」のマークです。

弊社は、平成16年に取得以来、安全に対する法令順守状況、事故や違反の状況、それに対する取組の積極性等を評価され、今日まで連続で安全性優良事業所に認定されておりこれからも努力を重ね、輸送サービスの更なる向上を目指します。

お陰様で、永年の安全輸送が評価され、平成25年尼崎市長表彰、平成26年兵庫県知事表彰、平成28年近畿運輸局長表彰と名誉ある表彰を受けております。

■ 人員不足と高齢化対策について

慢性的なドライバー不足に加え、ドライバーの高齢化に伴う安全の確保が社会問題化しております。弊社は、若干のドライバーの増減はあるものの比較的安定したドライバー数で推移しており、欠員が出た際も短期間で応募があり採用をしております。また、高齢化対策として幌車を導入し、ドライバーの作業量の軽減及び腰痛対策を実施しております。

■ 最後に

経営理念にある「私たちは創り込まれた物の生命をさらに価値あるものとしてお届けします」に従いお預かりした製品を、そのままの姿でお届けするにはどうすればいいのか。この輸送の本質を常に追及しています。私たちには、日々が真剣勝負です。これからもコーカン(鋼管)物流の半世紀以上の実績と信用を大事に安全輸送に心がけさらに精進してまいります。

※「コーカン物流」は当社の登録商標です。

今回は日新自動車運送株式会社の若林本社営業所所長に対応していただきました。



若林本社営業所所長

■ 会社概要 ■

本社 : 尼崎市東塚口町2丁目4番65号
代表者 : 溝口 昭夫
創業 : 昭和28年11月
従業員数 : 27名
車両数 : 24台
ホームページ : <http://nju.co.jp/>



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫県労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成30年7月25日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成30年7月26日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成30年6月4日(月)～平成30年7月17日(火) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

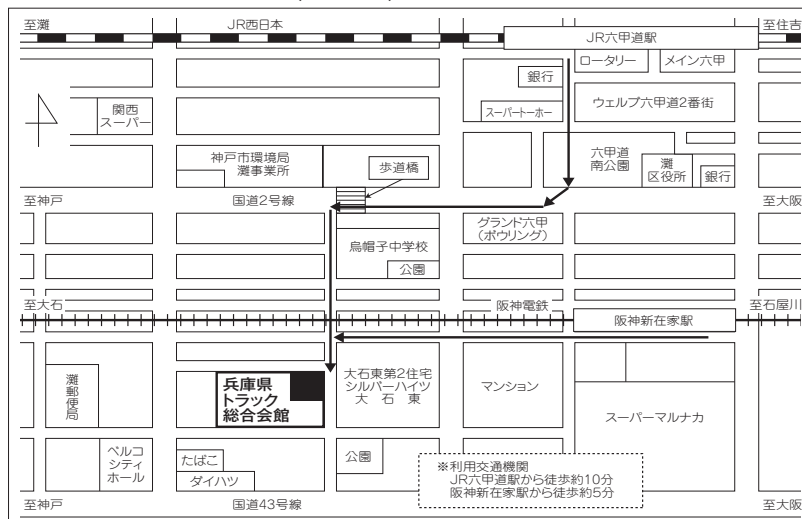
追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL(078)882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒 電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ㊟

書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日	本人確認書類 ※	
-----------	---------------------------	----------	--

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成30年度 労働安全衛生法に係る技能講習等 実施計画表(予定)

兵庫労働局長登録教習機関
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部

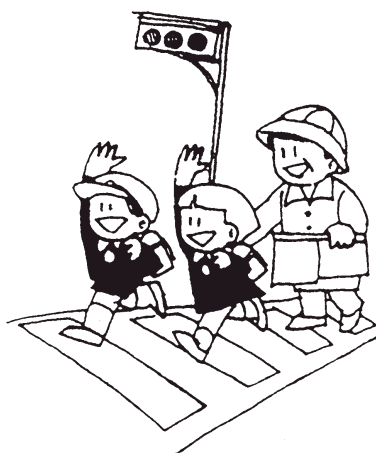
◆ はい作業主任者技能講習〔兵庫労働局登録第14号〕 (各回2日間 定員 100人/回)

講師氏名 (学科) 上野勝司、吉永良一、村上光三

実施日時			講習科目 (時間)	種類	実施場所
第1回	平成30年 7月	25日(水)	9:00～17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1) 修了試験	学科 兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		26日(木)	9:00～17:00		
第2回	平成30年 11月	14日(水)	9:00～17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1) 修了試験	学科 兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		15日(木)	9:00～17:00		
第3回	平成31年 2月	13日(水)	9:00～17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1) 修了試験	学科 兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		14日(木)	9:00～17:00		

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

(登録有効期間満了日：平成31年3月30日)



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成30年4月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		99.48	100.25	100.16	
出 光		96.60	99.97	102.00	
コ ス モ		97.43	98.53	100.57	
昭 和 シ ェ ル		96.00			
エ ッ ソ		95.40			
三 井		95.00			
そ の 他		95.14	96.53	101.02	103.28
総 計		96.31	97.96	100.86	103.28
30 / 3	全国平均	93.39	調査なし	99.49	101.17
	近畿平均	92.53		99.48	103.52

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成29年5月		83.64	86.94	91.34	91.98
平成29年6月		81.76	86.09	89.81	91.24
平成29年7月		81.10	84.84	88.91	91.15
平成29年8月		81.74	84.68	89.02	91.06
平成29年9月		81.93	84.88	85.39	90.44
平成29年10月		83.60	85.15	89.43	91.70
平成29年11月		86.95	87.19	92.51	96.37
平成29年12月		91.85	91.60	96.98	100.16
平成30年1月		92.62	94.45	98.38	100.19
平成30年2月		95.07	97.17	100.74	104.20
平成30年3月		94.42	96.82	100.96	104.70
平成30年4月		93.51	96.33	100.04	104.44
平成30年5月		96.31	97.96	100.86	103.28
年 間 平 均		88.04	90.31	94.18	96.99

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
30.4.27	丹有	一般	岡井重機(株)	岡 井 昭 徳	〒669-3464 丹波市氷上町石生2590 TEL 0795-71-1444 FAX 0795-71-4679
5.2	神戸中央	利用	NMロジテック(株)	三 上 雅 弘	〒651-0086 神戸市中央区磯上通4-1-32-404 TEL 072-710-5974 FAX 072-710-5974
5.10	西播	一般利用	(株)松本建材	松 本 邦 夫	〒671-1255 姫路市網干区垣内南町1478-1 TEL 079-272-0405 FAX 079-273-6466
5.11	西播	一般利用	(株)姫商ライン	井 上 博 司	〒670-0085 姫路市山吹1-2-30 TEL 079-297-2420 FAX 079-297-2421
5.14	明石	一般	(株)新星運輸商事	佐野川谷 裕之	〒577-0012 大阪府東大阪市長田東2-2-1 木村第一ビル5F TEL 06-6747-8680 FAX 06-6747-8681
5.22	丹有	一般利用	(有)藤井運送	藤 井 伸 一	〒669-2431 兵庫県篠山市八上下176-1 TEL 079-552-2580 FAX 079-552-2590

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
7	代表者	(株)高 津 組 高 津 鍛	高 津 忠
73	住所 TEL/FAX	兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合 神戸市中央区港島2-3-3 TEL 078-303-5557 FAX 078-303-2522	神戸市東灘区魚崎浜町33 兵庫県自動車会館1階 行政書士法人兵庫車体登録事務所内 TEL 078-441-1281 FAX 078-451-1859
107	代表者	(有)山 清 商 事 運 輸 山 本 清 治	山 本 良
157	代表者	繁 栄 運 送(有) 橋 本 繁 一	橋 本 英 樹



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成30年4月26日現在)

H30・4・26

株式会社 三陸

10,304円

交通遺児募金の郵便振替口座

○□ 座 番 号 01170-6-54803
○□ 座 名 一般社団法人 兵庫県トラック協会募金係

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

■応募方法

●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)

●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)

●創業時の苦労 ●今後の目標

●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社)兵庫県トラック協会 総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

(一社)兵庫県トラック協会定時総会のご案内

(一社)兵庫県トラック協会の「第60回 定時総会」を6月5日の理事会での決議の上、下記のとおり開催する予定です。

会員の皆様には、後日資料を添付しご案内させていただきます。会員の皆様のご出席をお願いいたします。

記

第60回 定時総会

日 時:平成30年6月20日(水) 15:00～

場 所:ホテルモントレ姫路

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
5・8	トラックの日行事検討プロジェクト会議	兵ト協	5・29	尼運協 総会	都ホテルニューアルガイック
	自動車関係団体連絡会議	兵庫 県 自動車会館	30	兵ト協 取扱部会正副部長・監事会議、役員会	兵ト協
9	兵ト、大ト海コン部会合同適正化委員会	大ト協		西宮地区低公害車普及等推進協議会	西市役所
10	監事監査(29年度決算)	兵ト協	31	近畿スマートエコロジ運営委員会	運輸局
	全ト協 総務委員会	全ト協		全ト協海コン部会正副部長及び各ト協部会長会議	第一ホテル京東
11	ひょうご環境保全連絡会 理事会	神戸市教育会館		— 6月の予定 —	
	兵ト協 重量、鉄鋼部会正副部長監事会議 役員会	兵ト協	6・2	兵ト協 西神戸支部 総会	第一樓
	兵ト協 物流政策交付金委員会	兵ト協	5	兵ト協 理事会	兵ト協
12	兵ト協 明石支部 総会	明石支部		地球と共生・環境の集い2018	兵庫県公館
	兵ト協 丹有支部 総会	憩の家新たんば荘(篠山市)	7	全ト協 理事会	全ト協
	兵ト協 淡路支部 総会	淡路島洲本温泉海月館	8	神戸市危険物安全協会 定期総会	神戸市防災コミュニケーションセンター
14	全ト協 創立70周年記念式典	パホテル東京		兵ト協 食品部会正副部長・監事会議、役員会	兵ト協
15	Gマーク説明会	兵ト協		兵ト協 天狼会 総会	エクスプローブ西有馬
	ひょうごエコタウン推進会議 理事会	ひょうご環境創造協会	11	運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」	西部研修館
16	兵ト協 西部研修会館竣工式	西部研修館		兵ト協 路線部会 役員会	兵ト協
	兵ト協 ダンプ部会役員会	兵ト協	12	ひょうごエコタウン推進会議 定時総会	ラッセ神戸
	神戸市危険物安全協会 第1回理事会	ホテル北野	13	近ト協 幹事会	大ト協
17	近畿各府県協会「女性組織代表者会議」	大ト協		自動車関係団体連絡会	兵庫 県 自動車会館
	兵ト協 正・副会長と部会との意見交換会	兵ト協	18	「平成30年度交通安全県民大会」準備会議	兵民会館
	兵ト協 東播支部 総会	加古川市民会館大会議室	19	兵ト協 引越部会正副部長・監事会議、委員会	兵ト協
	兵青協 第1回評議員会総会	神仙閣	20	兵ト協 定時総会(予定)	ホテルモントレ姫路
18	Gマーク説明会	西部研修館	21	輸送秩序改善連絡会(三木会)	兵ト協
	兵ト協 兵庫支部 総会	神仙閣	22	阪神港海上コンテナ協会 通常総会	ハイアットリージェンシー大阪
	兵ト協 西宮支部 総会	ヒューイット甲子園	26	兵庫県高圧ガス地域防災協議会 総会	
19	兵青協 HOT21 総会	段屋		全ト協 引越部会	松山市道後「大和屋本店」
21	兵ト協 百貨店部会 定時総会	エクスプローブ西有馬		近ト協 定時総会	ホテルグランドヴィア京都
22	兵ト協 東神戸支部 総会	ホテル芦屋	28	全ト協 理事会	第一ホテル京東
23	兵ト協 海上コンテナ部会 適正化委員会、役員会	兵ト協		全ト協 通常総会	第一ホテル京東
	兵ト協 西播支部 総会	西部研修館		— 7月の予定 —	
	新規許可事業者指導講習会	運輸局	7・4	チャレンジ100打ち合わせ会議	兵庫 県 民館
24	引越優良認定制度申請等説明会	大ト協	6	全ト協 女性部会代表者協議会、交流会	全ト協
	引越優良認定お客様対応責任者研修会議	大ト協	12	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル京東
	兵ト協 東部支部 総会	伊丹シテイル	13	兵ト協 重量・鉄鋼部会 総会	第一樓
25	兵ト協 正・副会長会議	兵ト協	17	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	JRホテルクレメント高松
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協	21	第46回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	運転免許試験場
29	引越・宅配輸送情報交換会	ポートビアル	23	公明党政策要望懇談会	ラッセル
	全ト協 第13回タンクトラック・高圧ガス部会(総会)	都トラック協会	25	はい作業主任者技能講習会(～26日)	兵ト協

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項（今月のテーマ「運行指示書の作成、指示、携行、保存」）

担当：適正化事業指導員 藤井利行

○『運行指示書』とは

運行指示書は、予め運行管理者が作成した適正な運行計画を運転者に携行させることにより、過労となる運行（改善基準告示に抵触する運行）を防止するためのものです。

運行管理者は、運転者に指示書を携行させる必要の有無に係わらず適正な運行計画を指示する必要があるため、特に運行計画に変更のおそれがある運行については、指示書を携行させることが望ましいです。

○『運行指示書が必要な運行（中間点呼が必要となる運行）』とは

乗務前及び乗務後の点呼がいずれも対面で行うことができないう乗務を含む運行、すなわち営業所（車庫）で乗務を開始してから営業所（車庫）で乗務を終了するまでの間に2回以上の休息を指示する運行は、指示書の作成及び携行が必要となります。

○『運行指示書に記載する項目』とは

自己チェックシート（次ページ）のチェックポイント①～⑦

○運行指示書のポイント

（1）運行指示書の内容が改善基準告示に抵触しない内容であること。

注）改善基準告示に抵触する運行指示書は、過労を命令したと同様です。

①休息は、乗務前点呼（休息明け）から24時間以内に連続8時間以上（分割の場合は、合計10時間以上かつ1回4時間以上）

②連続運転時間は、4時間が限度。※運転開始後4時間30分以内に合計30分以上（1回は10分以上）の運転中断（休憩・荷扱い等）

③運転時間は、2日平均で1日9時間以内

（2）運行管理者用と運転者携行用の2部を作成し、運行終了後、1年間保存すること。

（3）運行内容に変更が生じた場合は、双方（運行管理者、運転者）が運行指示書に変更内容を記載すること。

○巡回指導の際に多くみられる事例（間違い）

（1）運行指示書の変更欄に実運行（乗務記録）を記載している。

注）当初の運行計画から変更があった場合に、変更が生じた以降の運行計画を新たに指示し、運転者が携行している指示書に記載させること。

※指示内容（運行指示書）と実運行（乗務記録）が完全に一致する必要はありません。

（2）運行指示書の出庫時間と実際の出庫時間が大きく違う。

注）指示通りの運行が出来るわけ有りません。（出庫時間にあわせた計画を作成すること。）

○変更の記載が必要ない場合

①運行指示書の到着予定より早く休息地に到着したが、当初の指示通りの時間に乗務を開始させる。

注）指示書の乗務開始時刻を繰り上げて出発する場合は、指示書の変更が必要。

②運行指示書より遅く休息地に到着したが、十分な休息期間（改善基準告示に抵触しない）があるので、当初の指示通りの時間に乗務を開始させる。

注）指示書通りに乗務を開始した場合に改善基準告示に抵触するのであれば、十分な休息が確保できるような新たな運行計画を作成し、双方の指示書に

変更内容を記載すること。

※休息地に予定通り到着しなくても、次の乗務開始時間に変更が無く、かつ過労にならなければ、指示書の変更は必要ありません。

○運行指示書を作成する際の注意点

(1) とりあえず8時間の指示書は『ダメ』

注) 乗務開始(休息明け)から24時間以内に最低8時間(分割休息の場合は1回4時間以上合計10時間以上)の休息が必要ということです。

常に8時間休息で計画した場合、一週間や一ヶ月の拘束時間が過労となる可能性が高くなります。また、渋滞など多少のイレギュラーが即過労に繋がりが、運行計画の変更が必要となることから、できる限り余裕をもった運行計画を作成してください。

(2) 「運転者が指示通り走らない」「運転者によって走り方に癖がある。」は『ダメ』

注) 運転者により走り方の癖はありますが、あくまで改善基準告示の範囲内で個々にあった指示を作成してください。

上記の『運行指示書のポイント(1)』を運転者に教育し理解させることで、運転者自身に運行計画を作成させ、運行管理者が改善基準告示に抵触しないことを確認した上で、運行指示書を作成するのも有効です。

貨物自動車運送事業者・自己チェックシート7頁(冊子は兵庫県トラック協会ホームページからダウンロードできます)

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	安全規則 9条の3	運行指示書 点呼記録簿 乗務等の記録(運転日報)	(1)乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができな日が含まれる運行に際しては、次の事項を記した運行指示書を作成し運転者に携行させているか？ ① 運行の開始及び終了の地点及び日時 ② 乗務員の氏名 ③ 運行経路並びに主な経過地における発着の日時 ④ 運行に際して注意を要する箇所の位置 ⑤ 休憩地点及び休憩時間 ⑥ 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る。) ⑦ その他、運行の安全確保に必要な事項	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>
<div style="text-align: center;"> <h3>中間点呼 及び 運行指示書 の 必要な 運行</h3> </div>				
運行指示書及びその写しを1年間保存				

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

平成30年7月2日(月)～7月13日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

① インターネットによる頒布

頒布開始日 / 平成30年4月16日(月)

頒布方法 / 申請案内 ↓ 全日本トラック協会

ホームページにて公開

申請書・自認書 ↓ 申請書作成システムによる

作成が可能

② 紙媒体による頒布

頒布開始日 / 平成30年5月1日(火) 土・日、祝日を除く

頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会)より入手してください。

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	平成28年度(新規)	28*****
2回目更新	平成27年度(初更)	27***** (1)
3回目更新	平成26年度(2更)	26***** (2)
4回目更新	平成26年度(3更)	26***** (3)

インターネットを利用して
申請書類が作成できます。
申請案内など詳しくは
「Gマーク」で検索!!



以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



有効期限が過ぎたステッカーの貼付

有効期限を切り取ったステッカーの貼付

適切ではない使用例

Gマーク認定事業所のみなさん
認定ステッカーを正しく
使用できていますか？

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019